

アルコール健康障害対策基本法 推進の集い in 三重

参加費
無料

定員250名
(先着順)

平成26年 **11月30日(日)** 13:00~16:00
(12:30開場)

会場 三重県庁講堂(津市広明町13)

開会のことば

主催者・来賓
あいさつ
13:00~13:15

主催者あいさつ 三重県知事 鈴木 英敬
来賓あいさつ 衆議院議員 中川 正春氏 / 県議会議長 永田 正巳氏

講演1
13:15~13:35

**基本法制定を目指した三重県での取り組みの経過と
三重県における今後の課題** 講師 かすみがうらクリニック副院長 猪野 亜朗氏

心理教育絵本
朗読
13:35~13:50

ボクのこと忘れたちゃったの? ~お父さんはアルコール依存症



講演2
13:50~14:50

**三重県が切り拓く新たな可能性
~飲酒運転0(ゼロ)条例とアルコール健康障害対策基本法** 講師 特定非営利活動法人ASK(アスク)代表 今成 知美氏
(アルコール薬物問題全国市民協会)

●今成知美(いまなり ともみ)プロフィール…内閣府 アルコール健康障害対策関係者会議委員。フリージャーナリストとしての仕事のかたわらASKに参画、1984年、同会代表になり現在に至る。季刊Be!(依存症・AC・人間関係…回復とセルフケアの最新情報)編集長。2005年に、飲酒運転対策特別委員会を立ち上げ、アメリカ、オーストラリアの違反者教育を視察。プロ運転手向けの教育プログラムを開発し、バス会社の委託で実施。08年から、日本損害保険協会助成による「ASK飲酒運転防止インストラクター養成講座」を開始し、現在までに2186人を認定。2012年に設立されたアルファネットの事務局長として、議員立法による「アルコール健康障害対策基本法」の制定にも関わる。内閣府・厚生労働省・国土交通省のシンポジウムや、自治体・関連団体・企業などでの講演、TV出演多数。

10分休憩

各領域からの
メッセージ
15:00~16:00

- 医療者の立場から……………日本医師会・三重県医師会
- 飲酒運転をなくすための取り組みと基本法……………三重県環境生活部交通安全・消費生活課
- 自殺をなくすために……………三重いのちの電話協会
- 断酒会家族は早期発見を願う……………三重断酒新生会
- DVと基本法……………女性と子どものヘルプライン・MIE
- 連携活動の四日市モデルを三重県へ……………四日市アルコールと健康を考えるネットワーク

閉会のことば

お問い合わせ先 三重県こころの健康センター (技術指導課)059-223-5243 羽根
三重県立こころの医療センター (医療福祉G)059-235-2125 山元

共同主催 三重県・三重県医師会・三重断酒新生会・三重県アルコール関連疾患研究会

後援 (アルコール健康障害対策基本法 賛同団体)

いせ在宅医療クリニック・一番ぼし・市立四日市病院ボランティアふれあいグループ・かすみがうらクリニック・熊野病院・坂井橋クリニック・全日本自治団体労働組合三重県本部・津地区医師会・寺田病院・トータルヘルス研究会・日本精神科看護協会三重県支部・日本労働組合総連合会三重県本部・松阪厚生病院・日本精神科病院協会三重県支部・三重いのちの電話協会・みえ家族と心のケア相談室・三重県医療ソーシャルワーカー協会・三重県看護協会・三重県作業療法士協会・三重県司法書士会・三重県社会福祉士会・三重県職員労働組合・三重県精神障がい者福祉事業所連絡会・三重県精神保健福祉会・三重県精神保健福祉協議会・三重県精神保健福祉士協会・三重県地方自治研究センター・三重県病院事業庁職員労働組合・三重ダルク・水谷医院・森本メンタルクリニック・おおごし心身クリニック・四日市アルコールと健康を考えるネットワーク・四日市医師会・四日市市北地域包括支援センター・四日市酒害相談グループ灯・四日市健診クリニック・四日市男女共同参画研究所・三重県教職員組合・三重県企業庁労働組合・四日市薬剤師会・三重県精神科病院会



会場案内: 三重県庁講堂 ●駐車場…あり ●自動車…国道23号線「県庁前」交差点を西へ入り、3つ目の信号を右折。 ●電車…JR・近鉄、津駅西口より徒歩10分

アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重

平成25年12月7日にアルコール健康障害とそれに関連する諸問題の発生・進行・再発を防止して当事者と家族を支援する「アルコール健康障害対策基本法」が成立し、平成26年6月1日に施行されました。

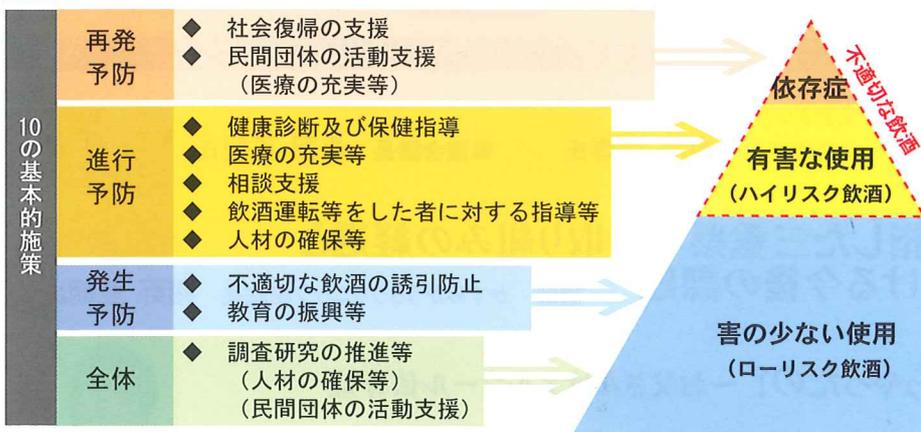
不適切な飲酒によって、臓器障害やアルコール依存症などの健康障害をはじめ、飲酒運転、イッキ飲み事故、暴力、失業など様々な社会的な問題が引き起こされることから、基本法では、アルコール関連問題に対して、行政・医療・保健・福祉・司法・教育・酒造関係事業者などの多機関が連携して取組を推進することとされています。

三重県では、アルコール関連問題である、飲酒運転に対して、平成25年7月に「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」が施行され、全国に先駆けて対策を医療や教育の観点から推進しています。

このような中で、さらに多くの方に基本法の趣旨を理解していただき、連携や取組を推進するために「アルコール健康障害対策基本法推進の集いin三重(仮称)」を開催いたします。

アルコール健康障害対策基本法とは？

- 基本理念**
- ▶発生・進行・再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
 - ▶当事者と家族が日常生活と社会生活を円滑に営むことができるよう支援
 - ▶自殺・虐待・暴力・飲酒運転等の問題に関する施策との有機的な連携



●不適切な飲酒により、多くの人々が心身の健康を害し、飲酒運転、自殺、外傷、関連疾患等で命を落としてきました。家庭が崩壊し、子どもたちの心が傷ついてきました。当事者や家族の苦しみは極めて深く、支えてきた関係者も心を痛めてきました。

●アルコール健康障害対策基本法は、不適切な飲酒が健康障害の原因となるだけでなく、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性が高いと警鐘を鳴らしています。そして、アルコール健康障害の発生・進行・再発の防止を総合的に図り、当事者と家族への支援の充実させるために「基本理念」を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにしました。

●国は専門家と当事者・家族等で構成される関係者会議の意見を聴いて、施行後2年以内に基本計画を策定します。いよいよ、何をどうするのか具体化する作業がはじまるのです。

参加希望の方はFAXにて送信してください。

FAX申込用紙 申込締切日: **11月14日(金)** **先着順**

送信先 ☞ 三重県こころの健康センター

FAX:059-223-5242 / TEL:059-223-5243

お名前		
所属機関 団体など		
連絡先 (電話番号)	参加人数	人

※今回いただいた個人情報は、「アルコール健康障害対策基本法推進の集いin三重」のためにのみ使用し、他には使用いたしません。